

告示

埼玉県告示第八百六十二号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年七月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（数値地形図修正測量）

三 作業地域

川口市内全域

四 作業期間

令和三年六月十一日から令和四年三月十八日まで